

# 神奈川県ゴルフ協会規約 研修競技会関連部分抜粋

## 神奈川県ゴルフ協会規約

### 第4章 委員会と事務局

(専門委員会)

- 第17条 本会は、総務・競技・競技力向上・ハンディキャップの4専門委員会(詳細は細則による)を設ける。
- (1) 専門委員会は、常任理事会の議を経て、専門的な立場の者を集めて専門事項を処理する。
  - (2) 専門委員会には専門委員長を置き、理事長が指名する理事があたる。

## 神奈川県ゴルフ協会規約細則

### 第2項 専門委員会

1. 本会規約第17条による専門委員会は、次の通りとする。
  - (1) 総務委員会
  - (2) 競技委員会
  - (3) 競技力向上委員会
  - (4) ハンディキャップ委員会
2. 各専門委員会の主たる業務は、次の通りとする。
  - (3) 競技力向上委員会
    - A 技術講習会・研修会等の立案と運営
    - B 国体選手選抜のため強化会運営に当たる
    - C 競技技術の調査・研究・指導に関する事
    - D 指導者の養成と資格認定
    - E 競技力の向上に関する事
    - F ゴルフ教室の開設と運営
    - G ゴルフの健全な普及・啓蒙に関する事
    - H スポーツマンシップに関する事
3. 専門委員会の組織と運営は次の通りとする。
  - (1) 専門委員会は委員長1名、副委員長若干名、委員を置く。
  - (2) 委員長は理事を充てるものとする。
  - (3) 委員長は委員会を運営し、業務を推進する。

- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (5) 委員会の召集は、委員長が理事長の承認を得て行う。
- (6) 委員会の決定事項は常任理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(1991.12.17)

(1998.10.19一部改訂)

## 競技力向上委員会規定

### 第1章 総 則

第1条 この規定は、神奈川県ゴルフ協会（以下「県ゴルフ協会」という）規約第17条の規定に基づいて設置された、競技力向上委員会に関することを定める。

### 第2章 所管事項

第2条 この委員会は次の事項に関して審議し、県ゴルフ協会常任理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) 競技技術の調査・研究・指導に関すること
- (2) 技術講習会・研修会等の立案と運営
- (3) 指導者の養成と資格の認定
- (4) 競技力の向上に関すること
- (5) ゴルフ教室の開設と運営
- (6) ゴルフの健全な普及・啓蒙に関すること
- (7) スポーツマンシップに関すること

### 第3章 役 員

第3条 本委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員

第4条 本委員会の役員は、各号の定めるところにより選任する。

- (1) 委員長は、常任理事会において理事中から選出し、理事長が委嘱する。
- (2) 副委員長は委員長が指名し、常任理事会の承認を得る。
- (3) 委員は、正副委員長が指名する。

- 第5条 本委員会の運営は、次の通りとする。
- (1) 委員長は委員会を運営し、業務を推進する。
  - (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
  - (3) 委員会の召集は、委員長が理事長の承認を得て行う。
  - (4) 委員会の決定事項は常任理事会に報告し、その承認を得なければならない。

第6条 役員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

#### 第4章 研修会

第7条 第2条の目的を達成するため、県ゴルフ協会の組織から280名以内の研修会会員を選抜、研修会を構成する。  
選抜は毎年3月末に行い、再選を妨げない。

第8条 研修会会員は次の要領で選抜する。

- (1) 県ゴルフ協会に加盟する市町村ゴルフ協会が推薦し、常任理事会が承認した者。
- (2) 理事長が常任理事会にはかって推薦する者。
- (3) 競技力向上委員会委員長が、委員会の議を経て、常任理事会にはかり推薦するもの。

第9条 研修会会員は県ゴルフ協会の会員で、男子はHDP5以内、女子は16以内の者。あるいは、それに相当する実力を有する者。

第10条 研修会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 運営競技担当委員 15名以内
- (4) 女子 " 10名以内

#### 第5章 報 告

第11条 競技力向上委員会は年度末にあたり、次の事項の報告書を作成、委員長は常任理事会においてその内容を報告しなければならない。

- (1) 前年度事業報告
- (2) 前年度決算報告
- (3) 当該年度事業計画
- (4) 当該年度予算計画

# 研 修 会 規 定

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この規定は、神奈川県ゴルフ協会競技力向上委員会規定第 4 章に基づいて設置された、研修会に関することを定める。

## 第 2 章 目的・事業

第 2 条 本会は、ゴルフを通じて自己研鑽に励み、お互いの親睦を図りながら、県内におけるアマチュアゴルフ競技の健全な普及、発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- ( 1 ) 競技力向上に関する競技会の開催
- ( 2 ) ゴルフのエチケット、ルールおよびマナーに関する研修
- ( 3 ) 指導者の養成
- ( 4 ) その他目的達成に必要な事業

## 第 3 章 会員・組織

第 4 条 第 2 条の目的を達成するため、県ゴルフ協会の組織から 2 8 0 名以内の選手を選抜、研修会を構成する。  
選抜は毎年 3 月末に行い、再選を妨げない。

第 5 条 本会会員は、次の要領で選抜する。

- ( 1 ) 県ゴルフ協会に加盟する市町村ゴルフ協会が推薦し、常任理事会が承認した者。
- ( 2 ) 理事長が常任理事会にはかって推薦する者。
- ( 3 ) 競技力向上委員会委員長が、委員会の議を経て常任理事会にはかり推薦する者。  
( 当該年度神奈川県アマチュアゴルフ選手権大会上位者 = 男子 2 0 位タイ、女子 5 位タイ者 = を含む )

第 6 条 本会会員は、県ゴルフ協会の会員で、男子は H D P 5 以内、女子は 16 以内の者。あるいはそれに相当する実力を有する者。

## 第 4 章 役 員

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- |       |          |           |
|-------|----------|-----------|
| ( 1 ) | 会長       | 1 名       |
| ( 2 ) | 副会長      | 3 名以内     |
| ( 3 ) | 運営競技担当委員 | 2 0 名以内   |
| ( 4 ) | 女子       | 〃 1 0 名以内 |

- 第8条 本会の役員は、各号の定めるところにより選任する。
- (1) 会長は、研修委員会において委員中から選出し、委員長が委嘱する。
  - (2) 副会長は会長が指名し、研修委員会の承認を得る。
  - (3) 委員は、正副会長が指名する。
- 第9条 本会の運営は次の通りとする。
- (1) 会長は会を運営し、業務を推進する。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
  - (3) 役員会の召集は、会長が研修委員長の承認を得て行う。
  - (4) 役員会の決定事項は、研修委員会に報告し、その承認を得なければならない。
- 第10条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。

# 研 修 会 細 則

## 第 1 項 登 録 と 会 費

- 1 . 本会の登録は、所定の用紙を用いて毎年3月末日までに所定の年会費を添え、県ゴルフ協会事務局へ提出する。
  - ( 1 ) 年会費 1 0 , 0 0 0 円
  - ( 2 ) 競技参加料 3 , 0 0 0 円
- 2 . 退会、休会、除名に関する事項
  - ( 1 ) 途中退会の場合には、会費は返さない。
  - ( 2 ) 休会の場合は、会長あてに休会届を提出する。
  - ( 3 ) 本会の名誉をき損しまたは規約に反するような行為をしたときは、研修委員会において審議し、除名することができる。

## 第 2 項 競 技 会

- 1 . 年間3回以上開催を原則とする。
- 2 . 競技参加申し込み締め切りは2週間前とする。
- 3 . 競技会のプレーフィーは自己負担（ビジターフィー）とする。
- 4 . 申し込み締め切り後の無断欠席、または競技終了後のミーティングに届け出なく欠席した場合はペナルティーを課す。参加取り消しについては、競技前日までに届け出ること。当日取り消しの場合は違約金を払う。（取り消しの場合は速やかに連絡する）

以 上

上記以外の必要事項は、その都度役員会にて決定する。

## 研修競技会参加規定細則

### 1. 競技方法

18ホールストローク・プレー。1位がタイの場合はマッチングスコアカード方式により決定する。

### 2. 研修競技成立

競技は、参加者20名に達しない場合は競技を不成立とする。

### 3. 競技場到着時間の規制

競技場には、組み合わせ表に定められた自己のスタート時間の30分前までに到着し、直ちに所定の参加者名簿に署名しなければならない。これに違反した場合は、2ストロークのペナルティを課す。

### 4. 参加資格喪失

次の各項に該当する場合は、それぞれの参加資格を失う。

#### (1) 欠場について

- (a) 委員が組み合わせを決定した後の参加取り消しについては、いかなる場合でもキャンセルフィ(消費税込み5,250円)を徴収する。
- (b) 無届けで欠場した場合は、次年度の推薦を受付けない。
- (c) 当日欠場の場合は次回の出場を停止する。(第5回欠場の場合も次年度を対象とする。)

#### (2) 競技成績による場合

NRをした者、または競技規則による失格は、すべて次回出場停止とする。

#### (3) ミーティング欠席について

- (a) 当日届け出での欠席はペナルティー(7,000円)を支払う。
- (b) 無断で欠席した場合は次回の出場停止とペナルティー(7,000円)を支払う。

#### (4) 遅刻について

- (a) 各自スタート時刻の30分前までに受け付けを済ませない場合は、遅刻として最初のホールに2ペナルティー附加。
- (b) スタート時刻までに到着した場合はプレーできるが、それに遅れた場合は失格とし競技に参加できない。

#### (5) 本競技の目的に著しく反した者は参加資格を剥脱する。

### 5. 通算競技成績によるシード

成績により男子1位50点から順次50位1点まで、女子1位20点から順次20位1点までポイントをつけ、この年間集計4月より翌年3月までのポイント上位男子20位、女子20位までは翌年の神奈川県アマチュアゴルフ選手権大会の決勝シード権を与える。また男子50位までは準決勝シード権を与える。

5回の競技会のうち、成績上位4回の合計ポイントによって年間成績を算出する。

原則、第3回および第5回競技会は成績順で組み合わせを決定する。

### 6. 参加申し込みおよび取り消しに関する責任の所在

参加申し込みおよび取り消す場合は、最終責任は本人が負う。

### 7. 上記事項に関する特殊事情については、委員会にて検討・決定して運用する。

- \* 本競技の年度は、毎年4月より翌年3月までである。  
(本参加規定の実施は平成5年4月度よりとする)